

番号	内容	関係条項
21	開発許可の規制対象規模について	法第 29 条

開発許可を受ける必要のある開発行為の規模は次のとおりです。

都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² 以上
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為
	非線引き都市計画区域		3,000 m ² 以上
準都市計画区域			3,000 m ² 以上
都市計画区域及び準都市計画区域以外			1 ha 以上